

○津山圏域資源循環施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成 23 年 1 月 18 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 23 年津山圏域資源循環施設組合条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定による縦覧の期間のうち、津山圏域資源循環施設組合の休日を定める条例（平成 21 年津山圏域資源循環施設組合条例第 1 号）第 1 条第 1 項各号に定める日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(縦覧の手続)

第 4 条 条例第 3 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、管理者に提出しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第 5 条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があつた場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(住民の意見書の記載事項)

第 6 条 条例第 6 条第 2 項の意見書（様式第 2 号）には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

縦 覧 申 込 書

津山圏域資源循環施設組合 管理者 様

住 所
申込者
氏 名

〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び
登記された事務所又は事業所の所在地 〕

津山圏域資源循環施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則第4条により、報告書等の縦覧を申し込みます。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

意見書

津山圏域資源循環施設組合 管理者 様

住 所

氏 名 ④

電話番号

〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名及び
登記された事務所又は事業所の所在地 〕

津山圏域資源循環施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり意見を提出します。

施設の名称	
利害関係を有する理由	
生活環境の保全上の見地からの意見	